

令和2年度子育て応援商品券 取扱店募集のご案内

新型コロナウイルス感染症拡大防止策として実施している、臨時休校や登園自粛に伴い、子育て世帯の経済負担を軽減し、地域における消費を下支えするため、下諏訪町が子育て応援商品券の発行事業を行うにあたり、下諏訪商工会議所では、取扱店に係る業務等を受託し、事業を進めてまいります。

つきましては、多くの町内事業所の皆様に取扱店としてご登録いただき、積極的にご活用いただきますよう、参加事業所を下記のとおり募集いたします。

※下記についてご確認いただき、本事業趣旨、注意事項、参加取扱店の責務にご賛同の上お申し込みください。

1 事業概要

事業主体	下諏訪町
事業協力者	下諏訪商工会議所
発行内容	①下諏訪町が、交付対象者（高校生以下の児童等約2,800人の世帯主）に対し、児童等1人当たり1セット1万円分（1,000円券×10枚）の商品券を配付します。 ②ひとり親世帯には、児童等1人当たり2万円分を上乗せ予定です。
取扱店の範囲	下諏訪町内の店舗、または事業主体が認めるもの
取扱店の負担金	負担金はありません
配付開始日	令和2年6月下旬（準備が整い次第）
利用可能期間	令和2年6月27日（土）～令和3年3月31日（水） （利用可能期間以外のご利用はできません）
換金有効期間	令和2年7月6日（月）～令和3年4月6日（火）の毎月6の付く日 （6の付く日が休日の場合は翌営業日）
取扱店舗の周知	・今回発行する商品券の利用できる取扱店舗の情報については、「取扱店舗一覧」を作成し、交付対象者へは、商品券配布時にお渡しします。 ・併せてHP等を利用し周知いたします。 ※令和2年6月15日（月）締切後の申込みは、HP等のご案内になります。

2 商品券取り扱いにあたっての注意事項

商品券が利用できる商品等	取扱店のすべての商品・サービス等を対象とします ただし、次のものは対象外です ①不動産や金融商品 ②たばこ ③商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの ④性風俗関連の営業に係るもの ⑤国税、地方税や使用料などの公租公課 ⑥ICカード等への電子マネーのチャージ等 ⑦その他取扱店が特に指定するもの
釣 銭	・商品券の額面に満たない利用であっても釣銭は支払わないで下さい。
換金時の負担額	・換金の際は額面どおりの金額をお支払いします（取扱店の換金手数料なし）。
取扱店表示	・取扱店表示ポスターを、必ず見やすい位置に掲示して下さい。 ・申込された取扱店には、ポスターを3枚お渡しします。 不足する場合はお問い合わせ下さい。
取扱上の注意	・商品券裏面の指定欄に他店の押印等がある場合は、不正利用防止の為取扱をしないで下さい。 ・事前に配布する取扱手引きの「商品券見本」と照合し、偽造や不正利用の恐れがあるものは取扱をしないで下さい。 ・今回発行の商品券を参加取扱店関係者が購入し、消費に利用せずに換金することは禁止します。そのような事実が発覚した場合には、店舗名を公表し、今後の同事業への参加を禁止します。
換金手続き	○換金を行う金融機関は八十二銀行下諏訪支店、諏訪信用金庫下諏訪支店・御田町支店・湖浜支店、長野銀行下諏訪支店、長野県信用組合下諏訪支店です。 上記金融機関とお取引がない場合はご相談下さい。 ○換金は、7月6日から毎月6の付く日（銀行が休業の場合は翌営業日）に上記金融機関で換金手続きを行って下さい。口座入金換金手続き日以降となります。換金期日を過ぎた商品券は無効となります。 *登録店舗以外は換金できません。

■ 申込方法 取扱店申込書（別紙）を記入の上、申込締切日までに下諏訪商工会議所窓口にご持参ください。

■ 申込締切 **令和2年6月15日（月）**まで

*上記期限を過ぎますと、対象世帯へ配布する「取扱店舗一覧」に掲載できない場合がありますので、お早めにお申込み下さい。

*利用店舗の申込受付は、商品券の利用可能期限まで商工会議所窓口で随時行いますが、締切期日後のお申込の場合、ホームページでのご案内となります。

■ 申込先 下諏訪商工会議所（平日8時30分～17時30分、土日祝祭日除く）

〒393-0087 下諏訪町西鷹野町4611

TEL：27-8533 FAX：28-8811

H P：<http://www.cci.shimosuwa.nagano.jp/> E-mail：shimocci@cci.shimosuwa.nagano.jp